

消防予第568号  
令和5年10月6日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

設備点検要領、防対点検要領及び防災点検要領の一部改正について（通知）

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検、同法第8条の2の2の規定による防火対象物の点検及び同法第36条第1項において準用する同法第8条の2の2の規定による防災管理対象物の点検（以下「各種点検」という。）については、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、アナログ規制の見直しについて速やかに検討を開始し、可能なものから順次措置することとされました。

消防庁では、各種点検におけるデジタル技術の活用に向けて、「予防行政のあり方に関する検討会」（座長：関澤愛東京理科大学総合研究院・火災科学研究所教授）において検討を行い、今般、「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日付け消防予第172号。以下「設備点検要領」という。）、「消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成14年12月13日付け消防安第412号。以下「防対点検要領」という。）及び「消防法施行規則第51条の14で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成21年1月26日付け消防予第37号。以下「防災点検要領」という。）の一部を下記のとおり改正しましたので通知します。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 設備点検要領の一部改正について

設備点検要領の別添の一部を次のように改正する。

題名の次に次のとおり加える。

点検要領は、次のとおりとする。

なお、点検要領に掲げる点検方法については、標準的な手順、確認手段等を示したものであり、これと同等以上の効果を有すると認められる場合には、新たな技術等を用いた点検方法によることができるものである。

## 2 防対点検要領の一部改正について

防対点検要領の別添2の一部を次のように改正する。

「第1 一般的留意事項」を本通知の別紙1「第1 一般的留意事項」に改める。

## 3 防災点検要領の一部改正について

防災点検要領の別添の一部を次のように改正する。

「第1 一般的留意事項」を本通知の別紙2「第1 一般的留意事項」に改める。

## 4 その他

- (1) 改正後の設備点検要領の別添中「新たな技術等を用いた点検方法」の具体的な運用については、別途通知する。
- (2) 改正後の防対点検要領の別添2「第1 一般的留意事項」の3及び改正後の防災点検要領の別添「第1 一般的留意事項」の3中「その他の方法」の具体的な運用については、別途通知する。
- (3) 参考資料として、新旧対照表を添付するので、執務上の参考とされたい。

## 第 1 一般的留意事項

- 1 点検に際しては、原則として防火管理者等の関係者の立会いを求めること。  
なお、立会いについては現地に臨場することに限るものではなく、コミュニケーションツール等の利用による遠隔地からの立会いも許容されること。
- 2 各種届出書の写し、消防計画、防火管理維持台帳等の書類により確認することとされている点検方法については、紙媒体の書類に限るものではなく、電磁的記録による確認も許容されること。
- 3 目視又は聴取により確認することとされている点検方法については、それぞれ現地での目視又は対面での聴取に限るものではなく、判定方法に定める事項を適切に判定できるその他の方法も許容されること。
- 4 各点検項目において、点検時の判定が否の状態であっても、点検実施中に改善して判定が適の状態となったものについては、改善内容を点検票の「状況及び措置内容」の欄に記入するとともに判定を適とすることができること。
- 5 点検の際、判定の適否と関係のない事項であっても、火災予防上の問題のある事項については防火管理者等の関係者で立会いをする者（以下「立会者」という。）にその事項及び改善方法について助言するとともに、その旨を点検票の「備考」の欄に記入すること。  
その他「備考」の欄には、点検を実施した際に気が付いた防火管理上の所見、防火管理維持台帳の編冊状況等について記入すること。
- 6 「備考」又は「状況及び措置内容」の欄に記入できない場合は、その内容を記入した書類を添付すること。
- 7 点検する防火対象物が令第 2 条及び令第 8 条を適用されているか必要に応じ確認すること。
- 8 規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項第 9 号の規定に基づき市町村長が定める基準について、市町村規則等により確認すること。

## 第 1 一般的留意事項

- 1 点検に際しては、原則として防災管理者等の関係者の立会いを求めること。  
なお、立会いについては現地に臨場することに限るものではなく、コミュニケーションツール等の利用による遠隔地からの立会いも許容されること。
- 2 各種届出書の写し、消防計画、防災管理維持台帳等の書類により確認することとされている点検方法については、紙媒体の書類に限るものではなく、電磁的記録による確認も許容されること。
- 3 目視又は聴取により確認することとされている点検方法については、それぞれ現地での目視又は対面での聴取に限るものではなく、判定方法に定める事項を適切に判定できるその他の方法も許容されること。
- 4 各点検項目において、点検時の判定が否の状態であっても、点検実施中に改善して判定が適の状態となったものについては、改善内容を点検票（その 2）の「状況及び措置内容」の欄に記入するとともに、判定を適とすることができること。
- 5 点検の際、判定の適否と関係のない事項であっても、防災管理上問題のある事項については 防災管理者等の関係者で立会いをする者（以下「立会者」という。）にその事項及び改善方法について助言するとともに、その旨を点検票（その 1）の「備考」欄に記入すること。  
その他「備考」の欄には、点検を実施した際に気が付いた防災管理上の所見、防災管理維持台帳の編冊状況等について記入すること。
- 6 「備考」又は「状況及び措置内容」欄に記入できない場合は、その内容を記入した書類を添付すること。
- 7 点検する防災管理対象物が令第 2 条を適用されているか必要に応じ確認すること。

新旧対照表

消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成 14 年 6 月 12 日消防予第 172 号）別添

改正後	改正前
<p>消防用設備等の点検要領</p> <p><u>点検要領は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>なお、点検要領に掲げる点検方法については、標準的な手順、確認手段等を示したものであり、これと同等以上の効果を有すると認められる場合には、新たな技術等を用いた点検方法によることができるものである。</u></p> <p>第1 ～ 第36（略）</p>	<p>消防用設備等の点検要領</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第1 ～ 第36（略）</p>

消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項で定める点検基準に係る点検要領等について（平成 14 年 12 月 13 日付け消防安第 125 号）別添 2

改正後	改正前
<p>点検要領 （前略）</p> <p>第1 一般的留意事項</p> <p>1 点検に際しては、原則として防火管理者等の関係者の立会いを求めること。</p> <p><u>なお、立会いについては現地に臨場することに限るものではなく、コミュニケーションツール等の利用による遠隔地からの立会いも許容されること。</u></p> <p><u>2 各種届出書の写し、消防計画、防火管理維持台帳等の書類により確認することとされている点検方法については、紙媒体の書類に限るものではなく、電磁的記録による確認も許容されること。</u></p> <p><u>3 目視又は聴取により確認することとされている点検方法については、それぞれ現地での目視又は対面での聴取に限るものではなく、判定方法に定める事項を適切に判定できるその他の方法も許容されること。</u></p> <p><u>4～8</u>（略）</p> <p>第2 ～ 第8（略）</p>	<p>点検要領 （前略）</p> <p>第1 一般的留意事項</p> <p>1 点検に際しては、原則として防火管理者等の関係者の立会いを求めること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2～6</u>（略）</p> <p>第2 ～ 第8（略）</p>

消防法施行規則第 51 条の 14 で定める点検基準に係る点検要領等について（平成 21 年 1 月 26 日付け消防予第 37 号）別添

改正後	改正前
<p>点検要領 （前略）</p> <p>第1 一般的留意事項</p> <p>1 点検に際しては、原則として防災管理者等の関係者の立会いを求めること。</p> <p><u>なお、立会いについては現地に臨場することに限るものではなく、コミュニケーションツール等の利用による遠隔地からの立会いも許容されること。</u></p> <p><u>2 各種届出書の写し、消防計画、防災管理維持台帳等の書類により確認することとされている点検方法については、紙媒体の書類に限るものではなく、電磁的記録による確認も許容されること。</u></p> <p><u>3 目視又は聴取により確認することとされている点検方法については、それぞれ現地での目視又は対面での聴取に限るものではなく、判定方法に定める事項を適切に判定できるその他の方法も許容されること。</u></p> <p><u>4～7</u>（略）</p> <p>第2 ～ 第4（略）</p>	<p>点検要領 （前略）</p> <p>第1 一般的留意事項</p> <p>1 点検に際しては、原則として防災管理者等の関係者の立会いを求めること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>2～5</u>（略）</p> <p>第2 ～ 第4（略）</p>